# 相模原市災害時医療救護マニュアル

## 相模原市

## 相模原市災害時医療救護検討会

(社)相模原市医師会、(社)相模原市歯科医師会、(公社)相模原市薬剤師会、 (社)相模原市病院協会、(公社)神奈川県看護協会相模原支部、 (社)神奈川県柔道整復師会相模支部

## 災害時における

## あなたの役割は

例) 救護所 事務統括スタッフ

## あなたの参集場所は

例) 中央小学校

## 目 次

1

災害時医療救護マニュアルについて

## 第1章 災害時医療救護計画の概要 2 ~医療関係団体の役割なども含めた計画の概要~ 第1節 活動の概要 3 第2節 相模原市地域防災計画における位置付け 4 第3節 医療救護主体の基本的な役割 5 第4節 参集方法 - 10 第5節 災害時医療救護体系図 - 12 第6節 災害時医療救護本部体系図 - 13 第2章 災害時医療救護本部 14 ~市・医療関係団体が開設する本部の概要~ 第1節 災害時医療救護本部の概要 - 15 1 役割について 15 2 設置場所 1 5 第2節 救護本部の役割 **- 16** 1 災害対策本部との連絡調整 ..... 16 (1) 救護所の開設等に関すること ..... 16 (2) 救護所情報の報告 ..... 16 (3) 医療関係団体に関すること ..... 16 (4) 救護所運営に関すること ..... 16 (5) 災害ボランティアに関すること ..... 16

2	現地対	策班との連絡調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 7
	(1)	定期報告		1 7
	(2)	救護所の情報収集・現況把握		1 7
	(3)	補給医薬品等必要物資の搬送		1 7
	(4)	応援スタッフの管理(救護所への配置)		1 7
3	医療関	係団体との連絡調整		18
	(1)	災害対策本部設置の報告		18
	(2)	救護所に係る調整		1 8
	(3)	市内医療機関等の被災状況の把握		1 8
4	後方医	療機関の情報管理		18
	(1)	後方医療機関等の状況把握		1 8
	(2)	受け入れ体制の把握		1 9
	(3)	救護所情報の共有	•••••	1 9
5	県災害	時医療救護本部との調整		20
	(1)	県への報告(県のマニュアルに基づく報告)	)	2 0
	(2)	県からの連絡 (県のマニュアルに基づく連邦	絡)	20
	(3)	救護班の派遣に係る要請		2 1
	(4)	災害時医療拠点病院等(市外)への搬送調	整	2 1
6	市外か	らの応援への対応		2 2
	-1/1/0			
	(1)	応援協定締結自治体との調整		2 2
	(2)	応援スタッフの管理(救護所への配置等)		2 2
7	市外へ	の応援体制の検討		2 3
	(1)	県災害時医療救護計画に基づく県内他市への	の応援…	23
	(2)	応援協定に基づく地域への応援		2 3

## 第3章 救護所における活動

2 4

~救護所担当職員の活動内容~

節	災害時医療救護活動		<u> </u>
1	医療救護活動		2 5
2	救護所の概要		2 6
	(1) 救護所		2 6
	(2) 救護所の開設		3 0
	(3) スタッフの種類		3 1
	(4) スタッフの役割		3 2
	(5)エリアの設置場所		3 4
	(6) 備品・設備		3 5
節	救護所の開設	_	<u> </u>
-	救護所の開設 活動の流れ		— 3 37
;			
;	活動の流れ		3 7
,	活動の流れ スタッフの参集		3 7 3 8
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって		<b>37 38</b> 38
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制		3 7 3 8 3 8 3 8
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制 (3) 参集方法		37 38 38 38 38
,	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制 (3) 参集方法 (4) 参集時に持参するもの		37 38 38 38 39 40
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制 (3) 参集方法 (4) 参集時に持参するもの (5) 参集場所		37 38 38 38 39 40 40
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制 (3) 参集方法 (4) 参集時に持参するもの (5) 参集場所 (6) 被害状況の確認・報告		37 38 38 38 39 40 40 41
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制 (3) 参集方法 (4) 参集時に持参するもの (5) 参集場所 (6) 被害状況の確認・報告 (7) 開設準備		37 38 38 38 39 40 40 41 42
;	活動の流れ スタッフの参集 (1) 参集にあたって (2) 参集体制 (3) 参集方法 (4) 参集時に持参するもの (5) 参集場所 (6) 被害状況の確認・報告 (7) 開設準備 (8) 参集した医療スタッフとの調整		3 7 3 8 3 8 3 9 4 0 4 0 4 1 4 2 4 2

3 即	<b>救護所での活</b> 期		— 4 ·
1	活動の流れ		4 5
2	傷病者の収容		4 6
3	トリアージ		4 6
4	傷病者の収容(収容エリア)		4 6
5	初期医療		4 6
6	傷病者の搬送		4 7
	(1)後方医療機関について		4 7
	(2)活動の流れ		4.8
	(3) 搬送先の依頼・決定		4 9
	(4)搬送方法	•••••	4 9
	(5) 記録		4 9
7	医薬品の管理・補給	•••••	50
	(1) 医薬品不足の際の対応		5 0
	(2)補給医薬品の搬送		50
	(3)補給医薬品の受け取り		50
	(4)補給医薬品に関する記録・保管		50

第4節 災害時要援護者への対応

**—** 5 1

第1節	防災計画に基づく報告	<u> </u>
1	救護所が行う報告	5 3
	(1)報告先	5 3
	(2)報告事項	5 3
2	地域医療課が行う報告(災害対策本部あて)	5 4
3	情報伝達体系図	5 4
第2節	県への報告	<b>——</b> 55
1	本部が行う報告	5 5
	(1)報告先	5 5
	(2)情報伝達体系図	5 5
	(3)報告事項	5 5
第3節	報告・記録書式の保管・管理	—— 5 <b>7</b>
第5章 各	· 種様式	5 8
第1節	救護所で使用する様式	<b>——</b> 59
第2節	医療救護本部で使用する様式	— 63
第6章 参		7 2
第1節	市内医療救護関係団体一覧	—— 73

第2節 県内医療救護関係団体一覧

5 2

- 76

第4章 情報伝達

## 相模原市災害時医療救護マニュアルについて

相模原市では、災害時における効率的かつ円滑な救護活動を目的に、市内各医療関係団体を構成員として『相模原市医療救護検討会』で医療救護に係る検討を行っております。

平成8年に『相模原市災害時医療救護計画』及び『相模原市災害時医療救護計画活動マニュアル』を策定し、体制の整備を推進してきました。

本市の防災計画の骨子をなす『相模原市地域防災計画』が平成15年3月及び平成22 年3月に改定がされたことを受け、医療救護マニュアルについての見直しを行いました。

現在のマニュアルは従来の医療救護計画とマニュアルを一本化したもので、地域防災計画の中の医療救護に関する事項についての詳細を記載するものにしました。

また、医療関係団体がそれぞれ作成したマニュアルの内容を反映して、災害時に迅速かつ適切な活動ができるように基本的な事項、活動方法について定めるようにしております。

第1章では、関係医療機関の役割も含めた医療救護計画の概要について記載、第2章では関係医療機関と連携しての医療救護本部の活動について、第3章では救護所における実際の行動について記載しております。

本マニュアルは、災害の中でも特に大きな被害が考えられる地震を想定したものであります。

災害対策に完璧なものはありえません。今後についても、予想される様々な被害状況への対応、地震以外の災害への対応など医療救護検討会にて引き続き検討を続け、適宜内容の改正を行い、より実効性のあるマニュアルにしていきます。

# 第 1 章

# 災害時医療救護計画の概要

第1章では、相模原市内で大規模な災害が発生した際に行う災害時医療救護計画を記載しました。

医療関係団体作成のマニュアルの内容を反映させ、医療救護の概要について総体的に述べます。

## この章では

第1節	活動の概要		3
第2節	相模原市地域防災計画における位置付け		4
第3節	医療救護主体の基本的な役割		5
第4節	参集方法	•••••	10
第5節	災害時医療救護体系図		1 2
第6節	災害時医療救護本部体系図		1 3

について説明します。

## 第1節 活動の概要

## 基本理念 『一人でも多くの被災傷病者の生命を救う』

市内に大規模な災害が発生し、設置された相模原市災害対策本部は、被害状況等を迅速に把握、医療救護活動の方針を決定する。

多数の被災傷病者が発生した場合には、拠点救護所及び救護所を開設し、傷病者に対してトリアージと初期医療を行う。

また、重症者など救護所においての処置が不可能であると判断された傷病者は、その程度に応じて後方医療機関に搬送する等の対策を講じる。

#### ≪災害発生から48時間まで≫

道路交通事情によっては市外からの応援も見込まれるが、基本的に本市の医療救護体制の中で対応する。

## ≪災害発生から48時間以降≫

大規模災害時には市外からの応援が見込まれる。また、ボランティアによる応援スタッフも参集することが期待できる。これらのスタッフと協力して活動を行う。

#### 〔災害とは〕

発生した出来事が地域における対応能力を超えたものであり、自然災害と人為災害に大別される。

- -自然災害-
  - 地震、台風、集中豪雨、津波、火山噴火など
- -人為災害-

交通災害、ガス爆発、大火災、戦争、テロなど

## 〔災害時医療救護活動の特徴〕

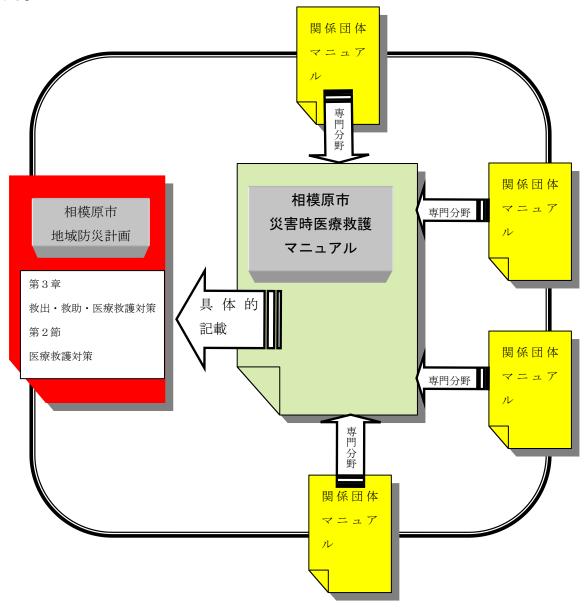
- ① 災害の発生と同時に多数の被災傷病者が発生するが、混乱した状況であるため、 多数の傷病者が医療機関に殺到して効率的な医療救護活動を妨げる可能性がある。
- ② 医療機関・医療従事者の被災、停電・断水等のライフラインの損傷により医療救護能力が下がっていることが多い。
- ③ 傷病者に対して、充分な医療スタッフの確保が困難であるため、治療は初期医療が中心になる。傷病者に優先順位を付けて必要な度合いに応じて治療を行う必要がある。

## 第2節 相模原市地域防災計画における位置付け

相模原市では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき 相模原市防災会議が『相模原市地域防災計画』(以下「防災計画」という。)を策定してい る。

『相模原市災害時医療救護マニュアル』(以下「医療救護マニュアル」という。)は、防災計画の第3章第2節に規定する医療救護対策に関して、その活動の効果的な実施を目的として、迅速かつ適切な医療救護活動を行うための基本的な事項、時間的な経過に応じた活動方法などについて定めるものである。

また、各医療関係団体との協力体制のもと策定するものであり、各団体のマニュアルに 医療に関する記載を委ね、このマニュアルでは総論的な事項について主に記載するもので ある。



## 第3節 医療救護主体の基本的な役割

この計画に関わる医療関係団体の役割は以下のとおりである。

## 市の役割

【救護所スタッフ】

## 医療スタッフと協力して救護所における救護活動

### ≪災害発生から 48 時間まで≫

- スタッフの参集状況、救護所周辺の被害の報告
- 救護所の開設
- 現地対策班との連絡調整
- 医療スタッフと連携し、傷病者の搬送、トリアージ等の補助

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 他地区からの応援スタッフと連携し救護活動
- 現地対策班との連絡調整
- 傷病者の後方医療機関への搬送
- 補給医薬品の搬送
- 災害対策本部、現地対策班、医療救護本部からの指示による救護所の閉鎖

#### 【本部スタッフ】

#### 医療関係団体の協力のもとでの災害時医療救護本部の運営

## ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 救護所スタッフの参集状況の把握
- 救護所の被害状況の把握
- 災害対策本部、現地対策班との連絡調整
- 後方医療機関も含めた市内医療機関の情報収集
- 関係団体と連携を行い重症者等の搬送体制の確保
- 県医療救護本部(所管:健康危機管理課)との連絡調整
- 応援スタッフ等の確保対策

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 救護所の運営
- 応援スタッフの配置、未開設救護所スタッフの再配置
- 後方医療機関への搬送手配
- 他地区からの応援の対応
- 救護所の廃止に伴う地域医療体制への移行(災害対策本部、関係団体との協議による)

#### ≪市外の災害への対応≫

○ 県医療救護本部(健康危機管理課)から救護班の派遣要請がされた場合には、医師 会等の関係団体等と協議し派遣体制を整える。

#### 医師会の役割

### ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 救護所における医療統括者としての役割
- 傷病者の傷病程度の診断 (トリアージ)
- 傷病者に対する初期医療(軽症群-緑)
- 傷病者の医療機関への後方搬送(重症群ー赤、中等症群ー黄)
- 死亡の確認及び死体の検案
- 出動不能会員の把握
- 災害時医療救護本部へ状況報告
- 応援部隊の受け入れ(災害対策本部、医療救護本部との連携のもと行う)

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 救護所における医療統括者としての役割
- 内科系医師による慢性疾患、在宅難病者など災害時要援護者の治療、健康管理 (災害発生後48時間以降)
- 小児科医師による乳幼児の治療及び健康管理
- 精神科医師によるメンタルヘルスケア
- 保健所との連携(感染症対策)
- 救護所の廃止に伴う地域医療体制への移行(災害対策本部との協議による) 医療機関の復旧状況あるいは仮設住宅の建設による救護所周辺の避難所の減少

#### ≪市外の災害への対応≫

○ 県医師会救護本部長、市より出動要請がされた場合には、市医師会救護班として県 外または県内に出動する。

#### 歯科医師会の役割

#### ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 歯科傷病者に対する医療救護活動
- 災害時医療救護本部へ状況報告
- 応援部隊の受け入れ(災害対策本部、医療救護本部との連携のもと行う)

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 仮設歯科診療所における診療 救急歯科診療所や比較的軽微な被害の診療所、歯科検診車、保健所、相模原口腔保 健センターなどを利用し、輪番制で実施する。
- 巡回歯科診療班による診療 交通事情の悪化で受診できない患者、口腔ケアを必要とする避難所生活者のため診 療を行う。歯科医師 1 から 2 名、歯科衛生士 1 から 2 名を 1 つの班として構成する。
- 救護所の廃止に伴う地域医療体制への移行(災害対策本部との協議による) 医療機関の復旧状況あるいは仮設住宅の建設による救護所周辺の避難所の減少

## ≪市外の災害への対応≫

○ 県歯科医師会救護本部長、市より出動要請がされた場合には、市歯科医師会救護班 として県外または県内に出動する。

#### 薬剤師会の役割

#### ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 救護所での医薬品管理全般
- 救護所における調剤(医師との連携による)
- 傷病者に対する服薬指導
- 医師に対する医薬品の情報提供
- 医薬品補給に関する連絡調整
- 医薬品供給に伴う仕分・管理
- 応援部隊の受け入れ(災害対策本部、医療救護本部との連携のもと行う)

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 救護所での医薬品管理全般
- 救護所の設置場所の確認及び被害の状況による人員の再配置
- 救護所の廃止に伴う地域での薬局への移行(災害対策本部との協議による)

#### ≪市外の災害への対応≫

○ 県薬剤師会、市より出動要請がされた場合には、緊急理事会を開催のうえ、県外または県内に出動する

## 病院協会の役割

## ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 市内の病院における災害時医療救護体制の確立
- 災害発生時における病院の被害状況、医薬品等の需給情報などの収集
- 救護所から搬送される重症傷病者の受入れ体制の整備
- 災害時医療救護本部への状況報告
- 他地区からの応援の受け入れ

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 市内病院の患者受入体制等の把握
- 救護所から搬送される重症傷病者の受入れ
- 他地区の病院への患者搬送手配

## 看護協会の役割

## ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 看護スタッフ参集状況の把握
- 救護所における医師が行うトリアージの補助
- 軽症者に対する初期医療
- 災害時医療救護本部への状況報告
- 県看護協会との連絡調整
- 他地区からの応援の受け入れ

#### ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 救護所における傷病者に対する看護
- 他地区からの応援スタッフの配置
- 県看護協会との連絡調整

#### 柔道整復師会の役割

## ≪災害発生から 48 時間まで≫

- 救護所における救護活動の実施
- 救護所におけるスタッフ参集状況の把握
- 災害時医療救護本部との連絡調整
- 救護所における医師の指示による初期治療
- 県柔道整復師会との連絡調整
- 応援スタッフの受け入れ

## ≪災害発生から 48 時間以降≫

- 災害の規模に対応した救護活動の実施(救護所、施術所)
- 救護所における応援スタッフの配置
- 災害時医療救護本部との連絡調整
- 救護所の廃止に伴う地域医療体制への移行(災害対策本部との協議による) 救護所の傷病者減少あるいは救護所の閉鎖等の理由による、地域の施術所での治療 への重点移行

## 第4節 参集方法

## 市職員

災害発生時における参集については、防災計画、職員災害初動マニュアルなどで定められた方法による。

動員指令、参集体制は以下のとおりである。

#### ≪動員指令≫

市長又は危機管理監は、災害対策本部体制、災害警戒本部体制、災害初動体制の配備基準により、地域防災計画に定める動員指令の伝達系統に基づき動員を発令する。

## 【勤務時間の場合】

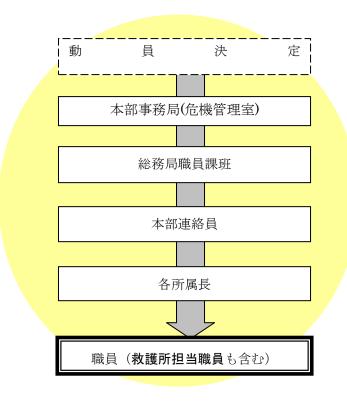
庁内電話又は庁内放送により伝達される。

出先の機関、出張中の職員に対しては、各所属において伝達方法を定めておき、その方法により指令を伝達する。

## 【勤務時間外、休日などの場合】

地震を覚知したときなどには、ひばり放送、テレビ、ラジオ等の情報により、災害時に おける配備の基準に定める事象の発生を知った場合は、あらかじめ指定された場所に参 集する。

#### ≪伝達系統≫



## ≪参集方法≫

#### 【自動参集】

次に該当する場合は、動員指令の伝達が無い場合でも、指定された救護所に参集する。

- (1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。
- (2) 東海地震予知情報が発表されたとき。
- (3) 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。

#### 【その他の参集】

- (1) 市域で震度5弱以下の地震を観測したとき(被害の状況により救護所を開設、地震 災害警戒本部又は災害対策本部より開設すべき救護所担当職員へ参集指示を行う)
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (状況により救護所開設の準備、地震災害警戒本部より開設準備すべき救護所担当職員へ指示を行う)

## 医療関係団体

## ≪救護所スタッフ≫

#### 【自動参集】

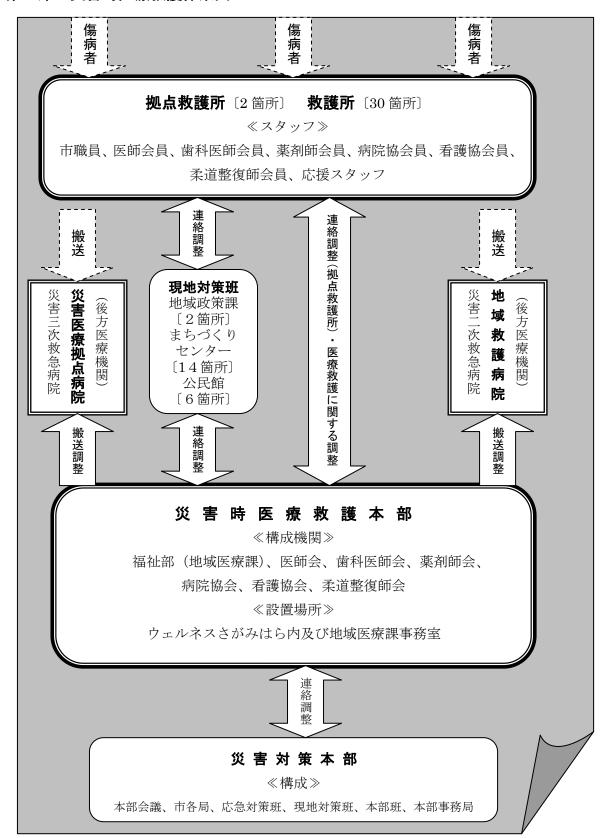
- (1) 救護所:市域で震度6弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 拠点救護所:市域で震度5強以上の地震を観測したとき。

## 【その他の参集】

救護所は災害対策本部の指示により開設することになるため、出動要請に基づき参集 する。

なお、災害対策本部からの指示は、災害時医療救護本部を通じ、各団体が定める連絡 方法により伝達する。

## 第5節 災害時医療救護体系図



## 第6節 災害時医療救護本部体系図

## 相模原市災害時医療救護本部

福 祉 部 — 地域医療課長

地域医療課職員

医師会— 担当副会長

担当理事

災害対策委員

歯科医師会 — 副会長

薬剤師会 — 担当理事

病院協会 — 担当副会長

災害対策担当理事

看護協会 — 支部長

災害対策担当

柔道整復師会 — 相模支部支部長

災害対策委員

# 第 2 章

# 災害時医療救護本部

第2章では、医療救護活動を行う上での中枢機能である災害時医療救護本部の役割について記載しました。
この章では

第1節 災害時医療救護本部の概要 …… 15
第2節 救護本部の役割 …… 16

## 第1節 災害時災害時医療救護本部の概要

## 1 役割について

防災計画の中で医療救護計画は福祉部が事業主体となって行う。

災害時における活動は、福祉部の地域医療課と医師会をはじめとする医療関係団体により構成される災害時医療救護本部(以下「救護本部」という。)により行うものとする。

各医療関係団体が連携し、救護所の運営に関する情報収集、災害対策本部等との 連絡調整等を行う。

## 2 設置場所

救護本部は、ウェルネスさがみはら内とする。また、市地域医療課事務室を補助 として利用する。

## 第2節 救護本部の役割

## 1 災害対策本部との連絡調整

(1) 救護所の開設等に関すること

災害対策本部からの救護所の開設指示など連絡調整を行う。

(2) 救護所情報の報告

現地対策班を経由して入手した救護所に関する情報を報告する。

(3) 医療関係団体に関すること

災害対策本部と各医療関係団体との間の調整役の役割を果たす。

(4) 救護所運営に関すること

救護所で必要な車両、備品等について、確保できるよう災害対策本部と調整 する。

また、傷病者搬送や物資の輸送に必要な道路等の被害情報について情報入手につとめる。

(5) 災害ボランティアに関すること

人員不足の救護所についてのボランティア確保などを行う。 他地域からの応援に関する情報の入手につとめる。

## 2 現地対策班との連絡調整

#### (1) 定期報告

現地対策班及び拠点救護所からの以下の定期報告を受ける。 報告事項は取りまとめて、災害対策本部に報告をする。

## ア 救護所情報連絡票

第1報(災害発生後1時間)は電話(防災無線及び一般回線電話)にて報告があるので、聞き取り記録する。

第2報(災害発生後2時間)以降はファックスで送信されるので集計する。

#### イ 災害概況速報

第1報(災害発生後1時間)は電話(防災無線及び一般回線電話)にて報告があるので、聞き取り記録する。

第2報(変更がある場合等)以降はファックスで送信されるので集計する。

## (2) 救護所の情報収集・現況把握

定期報告により入手した救護所情報により、各救護所の現状を把握し、人員・ 医薬品等の過不足を判断し、応援態勢について検討する。

また、各救護所から直接報告・依頼のある緊急性の高い事項について検討及び 関係機関との調整を行う。

## (3)補給医薬品等必要物資の搬送

被害の大きい救護所に対して必要な物資の補給について、現地対策班と協議して行う。

## ア 開設しない救護所からの補給

搬出元の救護所スタッフの協力を得て搬送する。

#### イ 拠点救護所内の補給用医薬品の搬送

薬剤師会の協力により確保した医薬品等を搬送する。搬送に際しては災害ボランティア等の活用などについて検討する。

## (4) 応援スタッフの管理(救護所への配置)

#### ア スタッフの管理

市外から応援にきたスタッフの名簿を作成して管理する。

#### イ 救護所への派遣

職種別に人員の不足している救護所に派遣する。

※これらは医師会等の医療関係団体と調整して行う。

## 3 医療関係団体との連絡調整

## (1) 災害対策本部設置の報告

市が災害対策本部を設置した際に医療関係団体に通知を行う。 地域医療課は関係団体と準備体制に移行するための協議を行う。

#### (2) 救護所に係る調整

地域医療課は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会・看護協会・柔道整 復師会の協力を得て救護所運営について検討する。

## (3) 市内医療機関等の被災状況の把握

医師会、歯科医師会及び病院協会の協力を得て、市内の医療機関の状況を確認 につとめる。

## 4 後方医療機関の情報管理

## (1)後方医療機関の状況把握

災害時災害時医療救護本部は、病院協会の協力などにより、可能なかぎり最新 の状況を把握するようにつとめる。

また、『神奈川県広域災害・救急医療情報システム』を活用した後方病院の情報 入手も併せて行う。

#### 〔神奈川県広域災害・救急医療システム〕

平常時には救急医療情報、災害時は広域災害医療情報として使用。 病院・医師会・消防本部等に端末が設置されており、情報の入力あるい は検索を行なう。(災害時医療救護本部は検索のみ可能)

#### -広域災害医療情報-

被災機関:診療可否状況、患者転送要請状況、医療スタッフの必要状況、医薬品等備蓄状況、ライフライン状況、災害による入院 患者状況

非被災機関:診療可否状況、受入可能患者状況、医療スタッフの提供 可能状況

## (2) 受け入れ体制の把握

常に各病院におけるスタッフの参集状況、傷病者の受入態勢の可否について (1)で入手した情報を災害時医療救護本部にて管理し、わかりやすいように室内 に表示するなどして情報の共有化につとめる。

なお、搬送体制を検討する際には災害対策本部との連絡をとり、道路の被害情報の入手などを行う。

## (3) 救護所情報の共有

災害時医療救護本部は救護所に関する情報を医療関係団体及び所管する現地対 策班と共有するようにする。

## 5 県災害時医療救護本部との調整

災害発生時には県庁本庁舎2階に災害時医療救護本部が開設される。

(担当課:保健医療部健康危機管理課)

応援体制や搬送体制の確保など関わりが強いため、災害発生の初期段階から連絡をとりあう必要がある。

## (1) 県への報告(県のマニュアルに基づく報告)

地域医療課は、県に対し災害時医療救護本部職員行動マニュアルに定める報告を行う。

報告は基本的に第1報以後も定期的に報告をする必要があるものである。 報告に使用した様式は、地域医療課にて保管する。

#### ≪留意点≫

報告様式の中には累計の数値を記入するものがあるので、報告書は整理して保 管しておく。

#### 【報告先】

県災害対策本部(災害時医療救護本部経由:FAX045-633-3770)

#### 【様 式】

- ①市内医療機関の被災状況等の報告 『医療機関の被災状況等について』(県様式10、12、)
- ②救護所開設状況の報告

#### (2) 県からの連絡(県のマニュアルに基づく連絡)

県災害時医療救護本部から設置された際に、地域医療課あて次の報告が来る。

## 【様 式】

『県災害時医療救護本部の設置について (県様式3)』

地域医療課は、県から入手した情報は関係団体に伝達する。

## (3) 救護班の派遣に係る要請

応援医療救護班の派遣が必要な事態には、県マニュアルに基づく要請を行う。

## 【要請先】

県災害対策本部(災害時医療救護本部経由: FAX045-633-3770)

## 【様 式】

『医療救護班応援要請書(県様式18)』

なお、県は市からの応援要請が無い場合でも状況等によっては必要と判断し、 救護班の派遣について調整を行う。

<参考>

## ~ (県) 災害時医療救護本部職員行動マニュアルから~

- ○応援要請の順位
- ①災害医療拠点病院、県立病院、日赤神奈川県支部
- ②国立病院、公立病院、公的病院
- ③医師会等団体

また、県は県内からの医療班だけでは対応できない場合、他都道府県に応援を要請する。

#### (4) 災害時医療拠点病院等(市外)への搬送調整

市内の医療機関の被害あるいは多数の傷病者発生により、市内の医療機関に収容することが困難な場合、市外の拠点病院への傷病者搬送について、受入れ先の確保など県と調整する。

また、難病傷病者等特別な治療を要する被災者の市外病院への搬送について協議する。

## ~『神奈川県医療救護計画』より~

第3節 重症者の搬送体制 (第1編第2章)

重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として被災現場から救護所までは市町村が対応し、救護所から後方医療機関までは市町村及び県が対応する。

## 6 市外からの応援への対応

大規模災害が発生し、市内が甚大な被害を被った場合、市外からの応援が不可欠である。

地域医療課は、救護所及び市内医療機関の状況によって、災害対策本部と連携して以下の事を行う。

## (1) 応援協定締結自治体との調整

相模原市が災害時の応援協定を締結している自治体に対する応援要請について、 災害対策本部と調整して行う。

## (2) 応援スタッフの管理(救護所への配置等)

協定に基づく市外自治体からの応援、県派遣の医療救護班の受入れに関する調整を行う。

## ア 名簿の管理

地域医療課はこれらの機関及びスタッフの名簿を作成し管理する。

## イ 救護所等への派遣

医師会等関係団体と調整し、必要とされる救護所への配置を行う。

## 7 市外への応援体制の検討

相互応援の趣旨に基づき、市外で大規模災害が発生した際の応援体制について検討が必要である。

## (1) 県災害時医療救護計画に基づく県内他市への応援

県西部を中心に東海地震など大規模な災害の発生が懸念されている。

本市は東海地震の「地震防災対策強化地域」の指定はされていないが、県内では8市11町が指定を受けている。

他の地域で災害が発生した際、県から各市に応援の要請が来る場合がある。 市は医師会等の関係機関と連携した中での派遣体制について協議する必要があ る。

## (2) 応援協定に基づく地域への応援

本市と応援協定を締結している自治体が被災した場合について、双方の自治体の災害担当課が窓口となり応援依頼が来た場合について、医療救護の応援を行う必要がある場合には(1)同様の体制について今後検討していく必要がある。

# 第 3 章

# 救護所における活動

第3章では、災害時における救護所の開設の手順。救護所での具体的な行動等について記載します。

この章では

 第 1 節
 災害時医療救護活動
 ……
 2 5

 第 2 節
 救護所の開設
 ……
 3 7

 第 3 節
 救護所での活動
 ……
 4 5

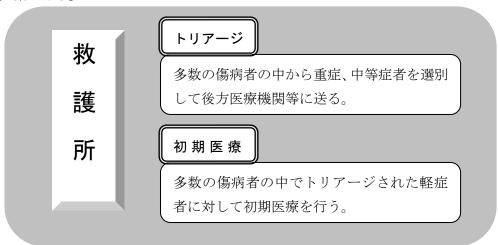
 第 4 節
 災害時用援護者への対応
 ……
 5 1

について説明します。

## 第1節 災害時医療救護活動

## 1 医療救護活動

救護所における主な活動内容は、多数発生した被災傷病者に対するトリアージと初期医療である。



## [トリアージとは]

限られた医療資源の機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行うことを目的に行う。

傷病者の緊急性や重症度に応じて、治療の優先順位を決定し、順位に従って初期 医療あるいは後方医療機関への搬送を行う。

## [トリアージカテゴリー]

緊急性・重症度に応じ、以下の4区分に分類する。

色別	処 置	傷病等の状況
赤( I )	最優先治療群(重症群)	直ちに処置を行えば、救命可能な者
共(π)	北馭為沿海戰(山空岸戰)	多少治療開始時間が遅れても生命に危険
黄(Ⅱ)  非緊急治療群(中等症群)		のない者
緑(Ⅲ)	軽処置群(軽症群)	軽易な傷病で専門医の治療を必要としな
称(Ⅲ)	华王义。自由于(华王)正付于)	٧١ <sub>°</sub>
黒(0)	不処置群(死亡群)	既に死亡している者、直ちに処置を行って
<del>=====================================</del>	^   ^	も救命が不可能な者

## 2 救護所の概要

この項目では、救護所の設置場所、スタッフの構成や役割、救護所の開設に関することについて定める。

## (1) 救護所

救護所は多数の被災傷病者のトリアージと初期医療の二つの役割を中心に担う施設であり、以下のように分類される。

## ≪拠点救護所≫

拠点救護所は、相模原メディカルセンター及び相模原南メディカルセンターの 2箇所であり、一般の救護所よりも早く、災害対策本部の設置に併せて開設されるものである。

また、各種医療設備が整備されていることなどから、傷病者に対して、効果的な初期診療が期待できる施設である。

	相模原メディカルセンター							
	電話	756-1700						
通信	ファックス							
	防災行政用無線	6 5 1						
	建物構造	免震						
	飲用水	5 3 t	対応見込期	14日	通常来館者ベース			
			1 人あた	り必要量	3 1,0			
機能			平均	来館者数	1,200 人/1 目			
172110			平	均使用量	3,600 川ツ/1 日			
	他の水	886 t	対応見込期	68日				
	浄水装置により飲料	斗水として使用可	平	均使用量	13t/日			
	電気	非常用照明		3.5目	自家発電(軽油)			
		相模原南メデ	ディカルセン·	ター				
	電話	749-2101						
通信	ファックス							
	防災行政用無線	6 5 2						
	建物構造	耐震						
	飲用水	5 0 t	対応見込期	9 目	通常来館者ベース			
			1人あたり必要量		3 ""			
			平均	来館者数	1,800 人/1 日			
機能			平	均使用量	5,400 リッ/1 日			
	他の水(雑用水)	3 0 0 t		36日				
	(空調冷却水)	1000 t						
	飲料水としての使用	月は不可	平	均使用量	28t/日			
	電気	非常用照明		10 時間	自家発電(重油)			

## ≪救護所≫

救護所は、地域防災計画に定める市内の30箇所の小学校などとする。 これらの小学校は避難所の指定もある。

## ≪救護所一覧≫

現地対策班	救護所	電 話	ファックス	防災無線	携帯電話(学校)
星が丘公民館		755-0600	755-0641	322	
至20年4月1日	星が丘小学校	754-6000	753-0186	405	090-8891-0105
清新公民館		755-8000	755-8001	323	
[月 <b>州</b> ] 五八阳	清新小学校	753-0600	753-5017	415	090-8891-0115
中央公民館		758-9000	758-9001	324	
十人厶以明	中央小学校	753-0727	753-4134	414	090-8891-0114
横山公民館		756-1555	756-1599	325	
1英四五八郎	横山小学校	754-8712	753-6087	424	090-8891-0124
光が丘公民館		756-1117	756-1398	326	
九//* 正公氏語	光が丘小学校	753-2285	753-5076	419	090-8891-0119
小山公民館		755-7500	755-7503	321	
小川公氏語	向陽小学校	752-1309	753-0347	408	090-8891-0108
		775-8801	700-7001	983	
緑区 地域政策課	旭小学校	772-0536	779-4382	407	090-8891-0107
地域以水味	相原小学校	771-2351	779-4381	409	090-8891-0109
		752-2023	755-6521	302	
大野北まちづくりセンター	淵野辺小学校	752-2044	753-2091	411	090-8891-0111
E > 7 -	共和小学校	753-2286	753-6057	421	090-8891-0121
		742-2226	746-1835	303	
大野中まちづくりセンター	大野小学校	742-3226	741-8603	410	090-8891-0110
	大沼小学校	743-5250	741-6560	420	090-8891-0120
南区		749-2135	749-2116	282	
	南大野小学校	742-2674	741-7998	412	090-8891-0112
地域政策課	谷口台小学校	742-2418	741-7996	413	090-8891-0113
大沢まちづくり		761-2610	761-2610	305	
センター	大沢小学校	761-2611	762-4294	406	090-8891-0106
田名まちづくり		761-0056	762-8767	306	
センター	田名小学校	762-0170	762-3243	403	090-8891-0103
上溝まちづくり		762-0079	761-1249	307	
センター	上溝小学校	762-0024	762-4579	404	090-8891-0104
麻溝まちづくり		778-1006	778-2249	308	
センター	麻溝小学校	778-0259	777-0794	402	090-8891-0102
新磯まちづくり		<b>※</b> 251-0014	<b>※</b> 254-0924	309	
センター	新磯小学校	<b>※</b> 251-0214	<b>※</b> 257-2293	401	090-8891-0101

現地対策班	救護所	電話	ファックス	防災無線	携帯電話(学校)
相模台まちづくり		744-1609	744-3194	310	
相撲自まりづくり	相模台小学校	744-1439	741-7995	416	090-8891-0116
	桜台小学校	742-3674	741-7991	422	090-8891-0122
相武台まちづく		<b>※</b> 251-5373	<b>※</b> 251-5362	311	
センター	相武台小学校	<b>※</b> 251-2329	<b>※</b> 257-2292	418	090-8891-0118
東林まちづくり		744-5161	744-5194	312	
果体まらってり	東林小学校	742-9579	741-7992	417	090-8891-0117
	上鶴間小学校	743-9870	741-7990	423	090-8891-0123
城山まちづくり		783-8115	782-1290	261	
センター	川尻小学校	782-2037	782-2849	468	090-4020-2608
		780-1402	784-7474	232	
津久井まちづくり	串川小学校	784-0618	784-0447	460	080-1368-6198
センター	青野原小学校	787-0019	787-0876	531	080-1368-6192
	相模原西メディカ	784-9899	784-6876	653	
相模湖まちづくり		O 684-3211	O 684-3618	251	
センター	桂北小学校	O 685-1412	O 685-1991	465	080-1368-6194
藤野まちづくり		O 687-2117	O 687-4347	281	
センター	藤野小学校	O 687-2719	O 687-5894	473	090-4020-3380

※の市外局番は046、○の市外局番は042

#### (2) 救護所の開設

災害時の救護所の開設については以下のとおりである。

#### ≪拠点救護所≫

市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合には、災害対策本部の指示がなくても開設する。

市域で震度 5 弱以下の地震が発生した場合には、災害対策本部の指示、市内の被害状況を考慮し医療関係団体と協議をして開設の判断をする。

#### ≪救護所≫

救護所の開設は、災害対策本部の指示、医療関係団体との協議により判断される。 救護所スタッフのうち事務スタッフについては、震度 5 強の地震が発生した段階 で担当の小学校(救護所)に参集する。

#### (3) スタッフの種類

救護所は以下のスタッフにより運営する。

#### 事務スタッフ

- ○医療スタッフと協力し、救護所の運営、現地対策班との連絡調整を行う。
- 事務統括スタッフ(相模原市職員)
- 一情報連絡スタッフ(相模原市職員)
- 一 搬送スタッフ(相模原市職員)

# 医療スタッフ

- ○医師が中心となって、トリアージ、初期医療等の医療活動を行う。
- 医師 (医師会)
- 歯科医師(歯科医師会)
- 薬剤師(薬剤師会)
- 看護師(看護協会)
- 保健師(相模原市職員)
- 柔道整復師(柔道整復師会)

#### 消防スタッフ

- ○医師の指示に基づく初期医療、傷病者の搬送等を行う。
- 一 消防救急隊員(相模原市職員)

#### 応援スタッフ

- ○救護所スタッフの指示に基づく、搬送等医療救護活動の補助を行う。
- 災害ボランティア

#### (4) スタッフの役割

#### ア 事務スタッフ

事務スタッフは救護所の開設に係る準備(トリアージエリアの確保等)、現地対 策班との連絡調整、重症者等の搬送手配などを行う。

#### 〇事務統括スタッフ(1名)

- ・事務スタッフの責任者である。救護所周辺の被災状況、救護所の運営状況の 把握につとめ、現地対策班、災害時医療救護本部との連絡調整を行う。
- ・小学校の救護所については、避難所担当職員との調整も併せて行う。
- ・医薬品の鍵等の管理を行う。

#### 〇情報連絡スタッフ(1名)

- ・現地対策班、災害時医療救護本部への連絡を担当する。
- ・救護所に参集した職員の名簿を作成・管理する。
- ・救護所に来る被災傷病者数の把握を医療スタッフと協力して行う。

#### 〇搬送スタッフ(1名)

・重症者の搬送や、救援物資、医薬品・医療資機材の搬送を担当する。

#### ≪留意点≫

事務スタッフは、状況によって、医師の指示に基づくトリアージ補助、初期医療の補助あるいは薬剤師の指示に基づく医薬品の管理など医療スタッフの手伝いを行うこともある。

また、災害ボランティアに対する搬送指示を行うことなど、常に状況に応じた 臨機応変な対応が望まれる。

# イ 医療スタッフ

- ○医師(外科系:1名、内科系1名)
  - ・医師のうち1名(外科系医師)が医療統括者となり、救護所のリーダーとしての役割を担う。
  - ・傷病者のトリアージ及び初期医療を行う。
  - 死体の確認及び死体の懸案
- ○歯科医師(1名)
  - ・医師の指示に基づく初期医療を行う。また、歯科診療の必要な傷病者に対す る救護活動を行う。

# ○薬剤師(1名)

- ・医薬品の調剤、傷病者に対して服薬指導を行って医薬品を渡す。
- ・医療管理スタッフとして救護所の医薬品の管理を行う。補給医薬品の依頼・ 管理を行う。
- ○看護師(2名)
  - ・医師の指示に基づく初期医療、看護等を行う。
  - ・医師が不在時のトリアージを行う。
- ○保健師(救護所:1名、拠点救護所:5名)
  - ・医師の指示に基づく初期医療、看護等を行う。
  - ・医師が不在時のトリアージを行う。
- ○柔道整復師(1名から2名)
  - ・医師の指示に基づく初期医療を行う。

#### ウ 消防スタッフ

- ○救急隊員(2名)
  - ・医師の指示に基づく初期医療を行う。
  - ・医師が不在時のトリアージを行う。
  - ・搬送スタッフと協力し重症者の搬送を行う。

# (5) エリアの設置場所

#### 【拠点救護所】

拠点救護所はメディカルセンターを活用し設置する。

- 必要なエリアは次のとおり。
- ①トリアージエリア
- ②搬送エリア
- ③救護エリア (初期医療を行う)
- ④情報連絡エリア (電話機・ファックスの設置)
- ⑤収容エリア
- ※メディカルセンターが手狭になった場合、建物内の他の部屋・廊下等を活用。

#### 【救護所】

救護所は保健室を中心とした教室でエリアの設置をする。

- ①トリアージエリアは保健室周辺の教室とする。
- ②搬送エリアは保健室周辺の校庭とする。
- ③初期医療を行う救護エリアは保健室とする。
- ④情報連絡エリアは電話機・ファックスの使用可能な事務室または職員室とする。
- ⑤収容エリアは保健室周辺の教室とする。
- ※トリアージの症例別に複数の部屋を確保する。

#### (6) 備品・設備

救護所には、災害用医薬品などが配置してある。救護所毎の配置内容は以下のと おりである。

#### 【拠点救護所】

- ◎相模原メディカルセンター
  - ①場 所 ウェルネスさがみはら地下2階の備蓄医薬品庫 部屋は常に施錠されている。
  - ②部屋の鍵 鍵は1階の守衛室にある。(ドアの鍵及び機械警備解除のカード)
  - ③医薬品等 医薬品セット

蘇生セット

創傷セット

熱傷・骨折セット

輸血輸液セット

トリアージタッグ

- ◎相模原南メディカルセンター
  - ①場 所 1階倉庫

部屋は常に施錠されている。

②部屋の鍵 マスターキーで開錠。

平日昼間はメディカルセンター事務室にある。

休日・夜間でメディカルセンターが開設している時間は、管理要

員(コントローラー)がマスターキーを所持している。

深夜・土曜日の午後は、グリーンホール警備室にあるマスターキ

一を使用。

③医薬品等 医薬品セット

蘇生セット

創傷セット

熱傷・骨折セット

輸血輸液セット

トリアージタッグ

※災害時には医師会職員も参集するので、協力して活動すること。

#### 【救護所】

①場 所 保健室内

(向陽小を除く) ベッドの下

(向陽小)壁の収納庫、災害用医薬品と表示あり。

災害用医薬品は、日常の学校生活に影響を及ぼさないよう目立たないように配置してある。

ジュラルミンのケースは施錠されている。

ベッドの下の医薬品は、鎖でつながれ南京錠で施錠してある。

②薬品の鍵 ケース及び南京錠の鍵がセットになっている。

鍵は4本あり、①救護所事務統括スタッフ、②地域医療課、③小

学校、④現地対策班がそれぞれ持つ。

③医薬品等 救急医療セット

トリアージタッグ

スタッフ用ベスト

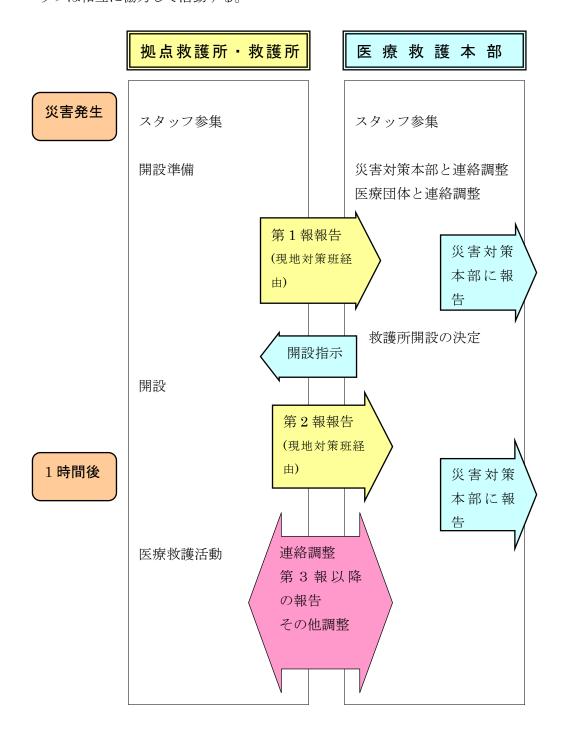
スタッフ用腕章

# 第2節 救護所の開設

# 1 活動の流れ

救護所スタッフのうち相模原市職員は、地域防災計画及びこの災害マニュアルの 規定により活動する。

医療関係団体は、団体作成のマニュアルの規定により参集し、各団体派遣のスタッフは相互に協力して活動する。



#### 2 スタッフの参集

### (1)参集にあたって

災害が発生した場合には、最初に自分の安全そして自分の家族・家の安全を確保してください。自分の身の回りに甚大な被害が生じている場合には、まずそちらを優先してください。万が一の理由で参集不可能な場合には、可能な限り連絡をください。

# ~『職員災害初動マニュアルから』~

- <本人等の被災により参集できない場合>
  - ○所属長もしくは所定の参集場所の責任者へその旨を連絡する。
- <所定の場所へ参集できない場合>
  - ○最寄りのまちづくりセンター等へ参集。
  - ○まちづくりセンター等では、災害対策本部からの支持が確立するまで、 連携し活動。
  - ○指揮は、参集者で上位のものがとり、応急対策に対応。

#### (2)参集体制

地域防災計画の規定に基づく。

#### ~ 『相模原市地域防災計画』から ~

- 5 動員職員の伝達体制 (第1章第2節)
- (1) 勤務時間内
  - ア 庁内電話又は庁内放送による。
  - イ 出先機関の職員、出張中の職員等に対しては、あらかじめ各所属において定めた伝達体制により指令を伝達する。
- (2) 勤務時間外、週休日等

職員は地震を感じた場合、防災行政用同報無線(以下「ひばり放送」という。)、テレビ、ラジオ等の情報に注意を払い、自ら地震に関する情報を収集するとともに、地震災害における配備の基準に定める事象の発生を知った場合は、動員指令があったものとして、あらかじめ指定された場所に参集する。

#### 【自動参集】

- ①震度5強以上の地震を観測したとき。
- ②東海地震予知情報が発表されたとき。
- ③東海地震の警戒宣言が発令されたとき。
- ※上記の場合は、動員指令の伝達が無くても、担当の救護所に参集する。

#### 【その他の参集】

- ①震度5弱の地震を観測したとき。
  - ⇒ 被害の状況により救護所を開設する。救護所担当職員に参集指示がある。
- ②東海地震注意情報が発表されたとき。
  - ⇒ 状況により救護所開設の準備を行う。救護所担当職員に参集指示がある。

#### (3)参集方法

可能な方法により、担当する救護所に参集する。ただし、大規模地震により道路の使用が困難、または道路を使用することにより災害応急普及活動の妨げとなることが予測される場合においては、原則として、徒歩、自転車又はオートバイにより参集する。

自転車等を使用する場合、道路の被災状況等によってはパンク等の恐れがあるので、事故に注意して参集する。

#### ~ 『職員災害初動マニュアルから』~

- <安全の確保>
- ○倒壊しそうな家屋、ブロック塀には近寄らず、なるべく道路の中央を通る。
- ○倒壊・落下により破損した電線には触れない。
- ○ガス漏れに備えて、喫煙・火の使用は控える。

#### ≪留意点≫

参集途上の被害状況について、救護所で取りまとめて報告するので、できるだけ状況の把握につとめる。

#### ~『職員災害初動マニュアルから』~

- <被害状況の見聞>
- ○火災の発生状況… 火災の発生場所、延焼の状況
- ○建物被害の状況… 建物被害の集中地区
- ○浸水の有無 … 浸水発生の状況
- ○避難の状況 … 避難者が発生しているか、混乱が生じていないか。
- ○道路の状況 … 道路や橋梁の被害(自動車通行の可否)、渋滞の状況。
- ○危険の切迫性 … ガス漏れやがけくずれなどの危険が切迫しているか。
- ○まちの状況 … 鉄道や駅での市民のようすはどうか、水道、電気、ガス、
  - 通信等ライフラインはどうか。

#### (4)参集時に持参するもの

災害発生時の時間帯等により救護所スタッフの所在地が異なる。 救護所に参集することを優先し、可能な限り以下について持参する。

- ア 事務統括スタッフは医薬品の鍵を持参。
- イ 災害時医療救護災害マニュアル

#### (5) 参集場所

#### 【救護所】

- ① 校舎正面玄関に集合。
- ② 校舎の鍵が開いている場合には、参集後保健室に入る。
- ③ 校舎の鍵は学校職員または避難所担当責任者が開けるが、当該者が参集できない状況下などでは、事務統括スタッフは医療統括スタッフと協議し、校舎の中に入るための対策を講じること。

#### 【拠点救護所】

- ① メディカルセンターの玄関前に集合。
- ② 入口の鍵が開いている場合には、参集後中に入る。
- ③ メディカルセンターが閉まっている時間帯には、災害時に参集する医師会職員または守衛に鍵を開けてもらい中に入る。
  - ※ 被災状況により、指定の場所に参集することが困難な場合には、事務統 括スタッフは適宜判断し、集合場所とする。

#### (6)被害状況の確認・報告

#### ア 救護所周辺の確認

職員が参集した後に、事務統括スタッフは、最初に救護所の状況確認を行う。 以下のチェックリストの内容について確認する。

<チェックリスト>

□ 目視による救護所の安全確認
□ 建物内の危険な箇所の有無の確認
⇒ □ 危険な箇所があった場合に立入禁止の張り紙
□ 火災の有無の確認
⇒ □ 消火器による初期消火が困難な場合は消防に通報
□ 水道の確認
⇒ □ 使用不可の場合、救護所状況連絡票に記載し報告。
□ 備蓄医薬品の確認
□ 通信手段の確認(事務室、使用できない場合は職員室)
□ 避難所担当職員との連携(救護所)
□ 医師会職員との連携(拠点救護所)

救護所周辺の被害状況の確認等を行い、救護所機能が果たせるか否かについ て確認する。

被災状況により、救護所として利用不可の場合には、他の部屋で代替可能かどうかについての判断を行う。

#### イ 現地対策班への報告

『災害概況速報 (様式災-1)』

災害発生後から1時間以内の状況報告。スタッフが参集途上において目視等 により確認した被害状況の報告。

事務統括スタッフが取りまとめ、現地対策班に電話にて報告する。

※ 災害概況速報は、新たな状況把握が生じた段階で、第2報として現地対策 班にファックスする必要があります。

『救護所情報連絡票(様式救-1)』

災害発生後から1時間以内の状況報告。現地対策班に電話にて報告する。

救護所の場所が変更になった場合、開設そのものが出来ない場合もその旨を 報告。

また、**医療救護活動を行う上で支障となる事項についても必ず報告する**こと。 参集人員の報告は市職員については、職員初動要領に基づき報告すること。 関係医療団体派遣のスタッフについては、団体毎の人数を報告すること。

#### ≪留意点≫

救護所情報連絡票は、その後も報告する必要がある。災害発生から2時間後の報告(第2報)をファックスで現地対策班に報告する。その後も救護所の状況に変化があり次第報告すること。(後述)

#### (7) 開設準備

災害対策本部からの救護所開設の指示を待つ間に救護所の開設に必要な準備を 行う。

#### ≪留意点≫

地区の被害が軽微で、担当の救護所が開設されなくても、他の救護所に医薬品等の資材または人員を応援として派遣することがあるので、ある程度の準備は行うようにする。

#### ア 医薬品の準備

- ① 救護所は保健室のベッド下にある医薬品を用意。
- ② ベッドに鎖で固定しているので南京錠の鍵をあけ、利用可能な場所に運び梱包をとく。
- ③ 拠点救護所は医薬品保管庫から拠点救護所用の医薬品を救護所に運ぶ。 救護所開設が決まっていない段階では運ぶだけでよい。

なお、拠点救護所で使用する医薬品等は、『救護所用』と記載した張り紙がある。

#### イ 医療資機材の準備

トリアージタッグ・担架等の資機材の用意をする。

拠点救護所で使用する医薬品等は、『救護所用』と記載した張り紙がある。

#### ウ 通信機器の準備

電話・ファックスの使用できる場所を確保する。

救護所は事務室または職員室を使用する。避難所担当職員も利用するので 調整して決定する。

拠点救護所は、メディカルセンターの事務室とする。

#### (8) 参集した医療スタッフとの調整

災害発生時には、医療スタッフが救護所に参集する。

参集にあたっては、個々の団体作成のマニュアルに従って参集することになる。 スタッフが参集した後に救護所の運営方法について検討する。

#### ア トリアージエリア等の確保

施設の被害状況等を考慮し、救護エリア周辺の部屋を確保する。

#### イ 搬送エリアの確保

救護エリアの近くで、車両の出入りに支障が無く、必要とされる面積が確保 できる場所を搬送エリアとして確保する。

#### (9) 開設指示

災害対策本部から救護所の開設指示が行なわれる。

指示を受けたら速やかに開設へと移行する。

なお、通信手段が途絶えた場合にはひばり放送が利用されることもある。

#### ≪留意点≫

開設指示が無い場合でも、他の救護所への応援等が想定されるため、医療救護本部、現地対策班等からの指示に従うこと。

災害対	災害対策本部からの指示の例									
開設	救護所の開設									
待機	開設事前準備のまま待機									
中止	開設準備を中止									
移動	スタッフ、医薬品等の移動									
解散	開設準備を終了し、スタッフは解散する									

### (10) 最終準備等

救護所のスタッフは協力して以下のことを行う。

#### ア 医薬品の準備

医療統括者の指示に従い、救護所に搬送してある医薬品ケースの鍵をあけ、 医薬品を必要に応じて陳列等を行う。

医薬品の開封等は医療スタッフに委ねる。

#### イ 各エリアの準備

救護所の張り紙を掲示する。

トリアージェリア、救護エリア、搬送エリアなど等、あらかじめ指定して おいた箇所について、医療統括者の指示に従い利用可能な段階まで準備する。 各エリアに必要な備品の設置を行う。

#### (11)報告:記録

#### ア 報告

事務スタッフは、所定の様式により第2報の報告を現地対策班にファック スにて行う。

### 『救護所情報連絡票 (様式救-1)』

災害発生から2時間後の状況報告。市職員の参集状況、医療スタッフの参 集状況について報告。救護所を開設した場合には傷病者の状況等についても 様式の中でその報告を行う。

#### ≪留意点≫

この報告は以後も継続して1時間毎に行う。第3報以降は基本的には救護所の状況に変動があった場合に行うが、救護所に多数の被災傷病者が来る場合には1時間毎に報告をすること。

医療スタッフの人数は、団体毎の人数を報告すること。

原本は後日提出することになるので、大切に保管すること。

#### 『災害概況速報 (様式災-1)』

電話による第1報報告から変更があった場合に第2報の報告を現地対策班 にファクスにて行う。

#### イ 記録

以下の救護所スタッフの参集状況についての記録をする。 毎日のスタッフの参集時間、退去時間を記録する。

(ア) スタッフの参集状況

事務スタッフ、医療スタッフについての参集状況を把握し記録する。

(イ) ボランティア等の状況

救護所に配置された災害ボランティアについての記録。

(ウ) 応援スタッフの状況

市外からの応援スタッフについての記録。

#### ウ保管

救護所における以下の書類は後日回収するので保管しておく。

『救護所情報連絡票』

『災害概況速報』

『スタッフ参集名簿』

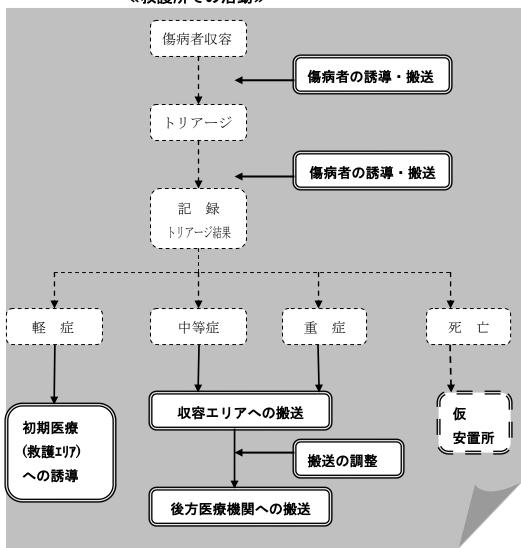
『トリアージタッグ1枚目(災害現場用)』(家族等が直接搬送する場合は、2枚目の(搬送機関用)もはがして保管)

# 第3節 救護所での活動

# 1 活動の流れ

ここでは、おもに事務スタッフ及び消防スタッフの活動内容について示した。

# ≪救護所での活動≫



#### 2 傷病者の収容

事務スタッフは災害ボランティアと協力し、救護所に来る傷病者をトリアージエリアに誘導する役割を担う。

トリアージエリア担当の医療スタッフと連携し、傷病者の状況を考慮しながら適 宜誘導をする。

#### 3 トリアージ

トリアージは、医師を中心とした医療スタッフが行う。

傷病者の症状により、処置の内容、治療の優先順位などを決めるものである。

傷病者に添付するトリアージタッグに結果が記載され、次の段階に移る。

大きく分類すると①初期医療を行うもの、②後方医療機関に搬送を要するものに 分かれる。

なお、詳細は医師会をはじめとする関係団体のマニュアルに委ねる。

#### 4 傷病者の収容(収容エリア)

トリアージが完了した傷病者を収容エリアに移動させる。

収容が必要な傷病者としては以下のものがある。

ア 後方医療機関に搬送する傷病者

搬送の手配が完了するまでの間、一時的に収容させる必要がある。

イ 初期医療を待つ傷病者

救護エリアの混雑状況により待つ間。

ウ 処置が完了したが経過観察を要する傷病者、休養を要する傷病者。 収容エリアでは、医療スタッフの看護師、保健師による看護を行う。 事務スタッフは、傷病者の移動の介助を行う。

### 5 初期医療

トリアージの結果、軽症に分類された傷病者は、救護エリアで初期医療を行う。 初期医療・医薬品の処方等医療行為は医師と医師の指示による歯科医師、薬剤師、 看護師、保健師、柔道整復師などの医療スタッフが行う。

処置が完了した傷病者は、経過観察等必要のないものは、帰宅(避難所含む)してもらう。

事務スタッフは傷病者の移動の介助を行う。

#### 6 傷病者の搬送

トリアージの結果、病院での治療が必要と判断された傷病者は後方医療機関等に 搬送する。

#### (1)後方医療機関について

重症傷病者等の搬送先として、以下の病院がある。

#### ア 災害医療拠点病院(災害三次救急病院)

救護所においてトリアージされた重症傷病者に対して高度な医療活動を 行う病院。

災害医療拠点病院は神奈川県指定の病院。

#### 【以下の要件を備えた病院】

重症者の生命を助けるための医療活動と、多数の重症傷病者の収容が可能であること。

災害時において迅速な対応が可能であること。

受水槽や自家発電装置等の防災設備が設置されていること。

### イ 地域救護病院(災害二次救急病院)

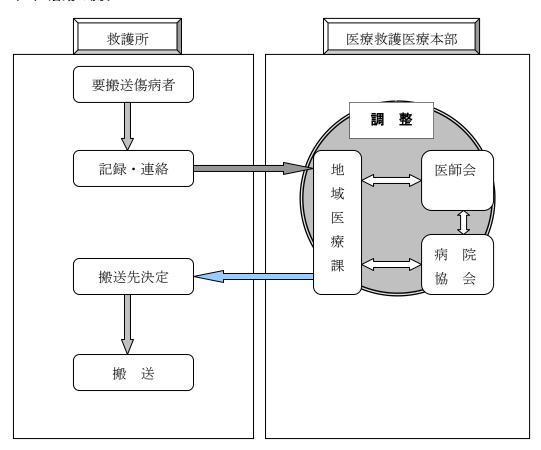
救護所からトリアージされて搬送された多数の中等傷者に対して医療活動を行う病院。

#### 【以下の要件を備えた病院】

手術室があるなど、主に中等傷者に対する医療活動が可能であること。 災害時において迅速な対応が可能であること。

受水槽や自家発電装置等の防災設備が設置されていること。

# (2)活動の流れ



#### (3) 搬送先の依頼・決定

トリアージの結果、後方医療機関等に搬送が必要と判断された傷病者が出た際には、以下のとおり行う。

- ①事務スタッフは災害時医療救護本部(地域医療課)に直接連絡する。
- ②本部は、病院が確定次第、救護所に対して情報提供する。

#### 【情報の主な内容】

搬送可能な病院名

把握している道路情報等

搬送車両の手配の状況

- ③情報の入手後、医療スタッフに報告し搬送手続きに入る。
- ④現地対策班には災害時医療救護本部から事後報告を行う。災害時医療救護本部 は必要に応じて、現地対策班配置の地区防災ボランティアセンターのボランティ ア活用について調整する。

#### (4) 搬送方法

搬送にあたっては、症状により優先順位の高い傷病者から搬送を行う。

搬送は事務スタッフのうち搬送スタッフまたは消防スタッフが担当し、可能であれば災害ボランティアを活用して対応する。

車両は、現地対策班、災害時医療救護本部と連絡をとり確保につとめ、公用車・ 救急車など利用できる車両を使用する。

病院との調整の整った傷病者に関しては、家族や近隣住民等で対応が可能な場合には搬送を委ねることについても検討すること。その場合、トリアージタッグをはがしたりしないように注意すること。

#### (5) 記録

後方医療機関等に傷病者を搬送した際には、搬送記録を残す。

# 7 医薬品の管理・補給

#### (1) 医薬品不足の際の対応

医薬品が不足した場合には、開設されていない近隣の救護所や拠点救護所からの 補給の他、県など他機関からの応援、医薬品卸業者からの補給が想定される。

情報連絡スタッフは薬剤師の指示に従い、救護所において医薬品等が不足した場合に本部に報告する。

#### (2)補給医薬品の搬送

救護所の開設状況により、拠点救護所配置の補給用医薬品、未開設の救護所の医薬品を必要に応じて搬送する。

搬送は、本部の指示により、搬送元の救護所搬送スタッフが担当することを基本とする。

#### (3)補給医薬品の受け取り

補給医薬品、県、医薬品卸業者等からの補給医薬品が届いた時、薬剤師の指示に 従って、救護所内での配置等を行う。

### (4)補給医薬品に関する記録・保管

情報連絡スタッフは受領した医薬品の内容について、薬剤師の協力を受けて記録する。

記録内容は、救護所において保管しておき、救護所が閉鎖後に地域医療課に提出 する。

# 第4節 災害時要援護者への対応

#### ~『災害時要援護者支援対策指針』から~

≪災害時要援護者の定義>

災害時要援護者とは、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などで、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者をいう。

災害発生時には、災害時要援護者支援班が設置され、被災地域の現地対策班(区役所、まちづくりセンター、本庁管内公民館)に災害時要援護者支援担当が配置される。

救護所において、対象者の対応が必要な場合には現地対策班と連絡をとり、適切な 対応をとるようにする。

#### ≪外国人の場合≫

救護所に外国人の傷病者が来た場合には、現地対策班に配置される外国人支援担当を通じて、さがみはら国際交流ラウンジに通訳ボランティアを依頼する。

# 第 4 章

# 情報伝達

第4章では、災害時医療救護計画において必要とされる情報の伝達手 法について記載しました。

この章では

第1節 防災計画に基づく報告 …… 53

第2節 県への報告 …… 55

第3節 報告・記録書式の保管・管理 …… 57

について説明します。

この章では、災害時の医療救護活動において行う報告事項等について再掲した。

災害情報は、正確・迅速に送受信する必要がある。必要な情報は漏れなく伝達しなければならない。

また様式の定めの無い事項についても、重要な情報は任意の方法にて必ず報告すること。 なお、その場合には、具体的な内容(情報源なども明確にする。)のほかに発信日時、送 信者氏名を必ず伝達すること。

医療救護活動は人命に関わるものである。重要な情報、緊急を要する情報は、もれなく 速やかに伝達するように心がけること。

# 第1節 防災計画に基づく報告

# 1 救護所が行う報告

#### (1)報告先

拠点救護所 ⇒ 地域医療課(全ての情報)

救護所 ⇒ 現地対策班(防災計画に基づく報告)

⇒ 地域医療課(直接医療に関する報告)

### (2)報告事項

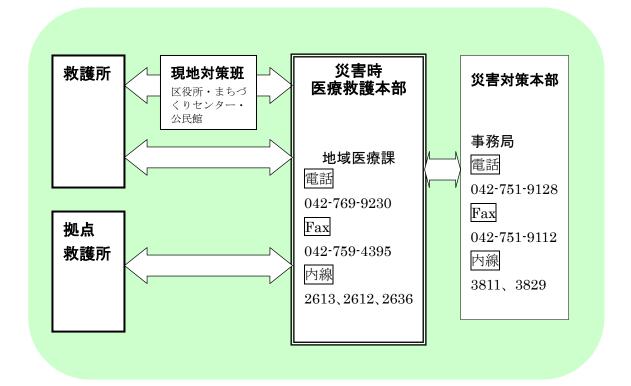
区分	収集・伝達項目	様式
		18% 24
	○人的被害の発生及びその状況	
	○住家等被害の発生及びその状況	
災害概況	○公共施設等の被害の発生状況及びその状況	
	○道路、橋りょう、河川、ブロック塀被害等土木被	災害概況
速報	害の発生及びその状況	速報
	○地震火災の発生及びその状況	
	○がけ崩れ、液状化現象の発生及びその状況	様式
電話にて	○電気、ガス、水道、電話、鉄道、田畑、その他被	災一1
報告	害の発生及びその状況	
	○学校、病院、清掃施設被害の発生及びその状況	
	○その他社会的影響が強いと考えられる事項	
救護所	○救護所の参集職員数	<b>-</b> ₩-=#:=r
情報	○救護所の被害状況	救護所
(第1報)	○救護所の開設状況	情報
電話にて	○救護者の概数、措置状況	様式
報告	○その他社会的影響が強いと考えられる事項	教-1
救護所	○救護所の参集職員数	N =# ===
情報	○救護所施設の被害状況	救護所
(続報)	○救護所の開設状況	情 報
Faxにて	○救護者の概数、措置状況	様式
報告	○その他	救-1
TK 口		

# 2 地域医療課が行う報告(災害対策本部あて)

地域医療課は現地対策班及び拠点救護所から情報伝達を受けたら、その情報を災害対策本部に伝達する。

情報が来ない箇所がある場合には、現地対策班を通じて、あるいは直接職員を派遣するなどして連絡をとること。

### 3 情報伝達体系図



# 第2節 県への報告

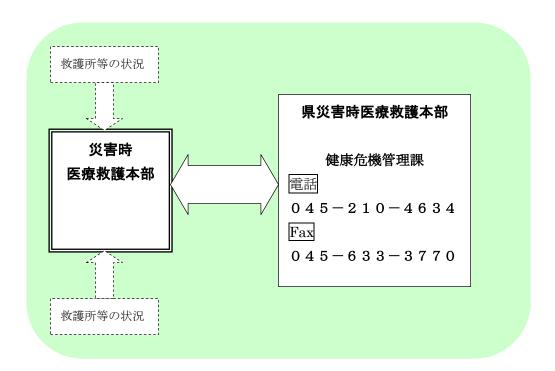
神奈川県医療救護計画及び(県)医療救護本部職員行動マニュアルの規定に基づき、県に報告する。

# 1 本部が行う報告等

#### (1)報告先

県保健医療部健康危機管理課 健康危機管理グループ (県本庁舎2階)

#### (2)情報伝達体系図



### (3)報告事項

- ア 県が定める様式に基づくもの
  - ○医療機関の被災状況報告(県様式10、別紙様式1) 市内医療機関の被災・活動状況についての報告。
  - ○医療機関の被災状況報告(県様式12) 市内医療機関の状況報告。患者の受け入れ状況、医薬品確保状況の報告。
  - ○市町村救護所開設状況報告(県様式15)市内の救護所の設置状況の報告
  - ○医療救護活動状況報告(県様式17)

負傷者等の状況、医療救護活動等の実施状況等の報告

- ○医療救護班派遣要請書(県様式18)
- ○診療可能機関報告(県様式22)
- ○入院患者名簿(県様式23)

# 第3節 報告・記録書式の保管・管理

トリアージタッグの1枚目(災害現場用)は、番号順に保管すること。

事務スタッフは活動に使用した各種様式は全て保管すること。

事務統括スタッフは救護所を閉鎖した時あるいは本部から指示のあった場合には保管している様式を提出すること。

# 第 5 章

# 各種様式

第5章では、災害時医療救護活動で実際に使用する様式について、 掲載してあります。

この章では

第1節 救護所で使用する様式 …… 59

第2節 医療救護本部で使用する様式 …… 63

について掲載しました。

# 第1節 救護所で使用する様式

- 救護所チェックリスト
- 災害概況速報(第 報) (様式災一1)
- 救護所 情報連絡票(第 報) (様式救-1)

# 救護所チェックリスト

目視による救護所の安全確認									
建物内の危険な箇所の有無の確認									
⇒ □ 危険な箇所があった場合に立入禁止の張り紙									
火災の有無の確認									
⇒ □ 消火器による初期消火が困難な場合は消防に通報									
水道の確認									
⇒ □ 使用不可の場合、救護所状況連絡票に記載し報告。									
備蓄医薬品の確認									
通信手段の確認(事務室、使用できない場合は職員室)									
避難所担当職員との連携(救護所)									
医師会職員との連携 (拠点救護所)									

救護所に参集した際に、最初に救護所の安全について確認し、利用可能か判 断するために使用する。

この様式そのものは報告不要。

保管しておき、後日(救護所閉鎖後)回収する。

# 災害概況速報(第 報)

(様式災-1)

川消防原	該当する部署をチェック後、送信 □消防局・行政委員会の各課・機関 → 局情報所へ □各区役所3課または緑・南区役所に設置の各課・機関 → 各区本部事務局へ												
□津久井地域の総合事務所内にある各課・機関 → 現地対策班へ □各課・機関 → 局内情報収集補助班へ □避難所 → 現地対策班へ □救護所 → 現地対策班へ													
□局内情報収集補助班 → 局情報所へ 重要・緊急・一般 (○で囲む)													
平成 年 月 日( )午前·午後 時 分 □発信 □受信													
伝達手段	□電話	□無線	□F	AX 🗆	口頭	□そ	の他	青報区分	□参∮	集途上	· □各訓	果・機	関等
発信者					課•	班	取扱者職 電話	・氏名	(	)			
受信者				課•	班•	部	取扱者職 電話	・氏名	(	)			
災害の概況 (情報源は、住民、自主防災組織、消防、警察、その他、現認等を明記する)													
住所(町	丁目)又は	施設名和	弥	被害のる	有無	被害	の概況			情報	<b>设</b> 源	確認の有無	
				有	無							1	<b>新</b>
				有	無							有	無
				有	無							有	重 無
				有	無					有 無			<b>重</b> 無
被害の状態	兄												
死傷者	死者		人	不明		人	住家被害	全壊		棟	一部損	壊	棟
)	負傷者		人	計		人	正外队日	半壊		棟	床上浸	水	棟
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等)													
応急対策	<b>応急対策の状況</b> (応急措置、自主防災組織・市民の動向、警察官・県その他防災関係機関との連絡状況等)												

用紙が不足する場合等は別紙に記入すること。又必要に応じて図面を添付すること。

重要…公的被害で住民に影響を及ぼすもの 緊急…人的被害が予想されるもの

一般…重要・緊急以外のもの

(様式救-1)

**救護所 情報連絡票 (第 報)**( ) 救護所 → 現地対策班

重要・竪急・一般 (○で囲まe)

平月	戓	年		月	日	(	)	午前	<b>j</b> •	午後		時		<u> </u>	<u>``</u> □系			) ]受信	計	· /
伝達	隆手段	□電	話	□無線		FΑ	X 口頭	頁、□	その	他(									)	
発信者 救護所 取扱者職・氏名 電話 ( )																				
受信者 現地対策班 取扱者職・氏名																				
	鰲	到着		到着時	間		£	毛名			住所	区分				主な	を通手段			
	救護所担当職員(事務スタッフ)及び医療スタッ	1		時	5	<del>}</del>	(性別	男・	女)	市	内	市外			b □			バイク	□電	車
フ	具						(性別	男・	女)				[	コ徒が	<b>├</b> □	自転耳	<u> </u>	バイク	□電	車
保健師	務る	2		時	5	<del>}</del>				市	内	市外			א □					
師の	メッフ						(性別	男・	女)				[	コ徒が	<b>₽</b> □	自転耳	 車 □バイク □電車			
	及	3		時	5	}					内	市外	. [	□バス □自家車						
	医療で	4					(性別 男・						[	□徒歩 □自転車 □バイク □電車						
	ダッ	4	4 時 分							市	内	市外	. [	□ <i>バ</i> ン	≺ □ I	自家国	Ĭ.			
医師等の																				
参复	参集状況																			
救護	護所施	設の被	害丬	犬況		被	害ありの	り場合	その	の箇所	及び	状況								
あ	59	なし	((	つで囲む	)															
救護	護所の	開設状	況	▪場所																
	年	月		日 午前	<b>前・</b>	午後	時	5.	} 🗆	保健	室 🗆	教室	口そ	の他	(		) 閉	設		
救	護所和	间用状况	₹ (	初動時間	は男	女別村	概数のみ	速報							ı				ı	
区	分	男		女		合計	-		死	亡	重	症	中等	等症	軽	症	移	送	その	り他
1 78	<i>l</i> .	ı		ı			内記	尺	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数 		人	`	人		)														
特部	書項																			
措置	<u> </u>																			

# 第2節 医療救護本部で使用する様式

- 医療機関の被災状況等について (様式10)
- 地域救護病院等 被災等状況等報告(第1報) (別紙様式1)
- 医療機関の被災状況等について (様式12)
- 市町村 救護所開設状況報告(第 報) (様式15)
- 政令市 医療救護活動状況報告(第 報) (様式17)
- 医療救護班 派遣要請書 (様式18)
- 診療可能機関報告(第 報) (様式22)
- 入院患者名簿(第 報) (様式23)

※以上は、すべて県様式。

# 様 式 10

あて先	災害対策本部 (医療救護本部経由)
	FAX 045-633-3770

発信元	市災害対策本部
電 話	( )
	直通・内線(
県庁内線	( )
記入者	
所属·氏名	
<b>細木口吐</b>	年 月 日
調査日時	午前・午後 時 分現在
発信日時	年 月 日
光信日时	午前・午後 時 分発信

# 医療機関の被災状況等について(報告)

これまでに把握した管内の主な医療機関の被災状況等について、次のとおり報告します。

- 1 病院等の被災状況 別紙様式1のとおり
- 2 現時点で把握している負傷者等の対応が可能な医療機関

					 	-	1110 6 2			
医	療	機	関	名			所	在	地	

# 別紙様式 1

# 地域救護病院等 被災等状況等報告 (第1報)

次の医療機関の被災・活動状況を報告します。(該当個所に○印等)

病	跨	亡	名								
油级	先及び	油 级 七	÷√+:	所属			氏	名			
理 治	元及い	理裕力	伝	電話	(	)	F	ΑX	(	)	
報	告	日	時	平成	年	月	日	午前•	午後	時	分

区分	}	項	目	被	災	状	況		備	考
		全 施	設	①影響なし	②使用	不能				
		電	力	①影響なし	②使用	不能				
		自家発電	装置	①影響なし	②使用	不能				
建   施	物 設	水	道	①影響なし	②使用	不能				
		ガ	ス	①影響なし	②使用	不能				
		空	調	①影響なし	②使用	不能				
		危険	物	①影響なし	<b>②危険</b>	状態				
		電	話	①影響なし	②使用	不能				
通信設備	F A	X	①影響なし	②使用	不能					
	インター		①影響なし	②使用	不能	③設置な	2 L			
	広域災害 情報シス	・救急医療 テム	①影響なし	②使用	不能	③設置な	11			
		M C A	無線	①影響なし	②使用	不能	③設置な	2 L		
		アマチュ	ア無線	①影響なし	②使用	不能	③設置な	2 L		
		市町村防	災行政無線	①影響なし	②使用	不能	③設置な	2 L		
		手	術	①対 応 可	②不	可	③設備な	2 L		
医療機	台上	検	查	①対 応 可	②不	可	③設備な	2 L		
	日巳	С	T	①対 応 可	②不	可	③設備な	a L		
		人工道	爱 析	①対 応 可	②不	可	③設備な	2 L		
入院患者等の安否			①被害なし ②あり(死亡 避難先(	・重傷	者約		名)	)	)	
職員の配備状況 (非常召集体制)				事前計画の		割程度	度配備中			
救護班の編	成北	犬況		①出動可能	(事前計	画	班中	班可能	<u>(2</u> )	出動不可

	災害対策本部			
あて先	(医療救護本部経由)			
<i>a)</i> < <i>)</i> L	FАХ 045-633-3770			

発 信 元	市災害対策本部
電 話	( )
	直通・内線(
県庁内線	( )
記入者	
所属・氏名	
調査日時	年 月 日
<b>神</b> 色日时	午前·午後 時 分現在
<b>☆</b> /  □ □ □ □	年 月 日
発信日時	午前・午後 時 分発信

#### 医療機関の被災状況等について(報告)

項目		内 容
医療機	関	1 医療機関名
∑ /A 1/X	K	2 所在地
		1 診療科
対応可能の医療活動	h	2 病床の状況
刈心可能の医療位動		3 救護班の派遣
		4 その他
     負傷者の受入状	沙中	1 受入数
只	XNW	2 負傷者の傾向
医薬品の確保状況		1 備蓄残量
区末山 ジルドバ	↑ 1/\ 1/L	2 不足品目・数量
その	他	1 応援要請等

# 市町村 救護所開設状況報告(第 報)

あて先	災害対策本部 (医療救護本部経由)				
ا ا	FAX 045-633-3770				

発信元	市災害対策本部							
電 話	( )							
	直通・内線(	)						
県庁内線	( )							
記入者								
所属・氏名								
調査日時	年 月	日						
<b></b>	午前・午後 時	分現在						
発信日時	年 月	日						
光信日时	午前・午後 時	分発信						

	救	護	所	名	設置場所(連絡方法)	負傷者の受入状況	診療実施機関
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

前回報告件数	件
今回報告件数	件
全 救 護 所 数	件

様 式 17

# 政令市 医療救護活動状況報告(第 報)

あて先	災害対策本部 (医療救護本部経由)				
	FAX 045-633-3770				

発信元	市災害対策本部							
電 話	( )							
	直通・内線(	)						
県庁内線	( )							
記入者								
所属·氏名								
調査日時	年 月 日							
<b>神</b> 宜口时	午前・午後 時 分野	見在						
発信日時	年 月 日							
光信日时	午前・午後 時 分割	発信						

これまでに把握した管内の医療救護活動の状況について報告します。

報	告件名	内 容
活	動の概要	
医療救護の	診療所名 受 入 数 傾向など	
実施 状況	医療機関名 受 入 数 傾 向 な ど	
そのイ	他応援要請等	

# 医療救護班 派遣要請書

神奈川県災害対策本部長 殿 (医療救護本部経由)

(市・町・村) 災害対策本部長

次により、医療救護班の出動を要請します。

要	請日時		年	月	日 (	曜	星日)		時		分	
派	遣要請数		班									
派	遣 場 所											
		責任者	名(			)						
現	地連絡先	電	話	(	,	)						
		F A	X	(	,	)						
			年	月	日:	から		年		月		日
派	遣 期 間	まで										
		(	日間程	是度)								
特		家屋の	の倒壊	全•	半壊		棟					
	現在の 被災状況	火 災	発 生	有・	無							
記		死傷者	等発生	約	,	人						
事	現地までの											
	交通機関											
項	その他											
	特記事項											
要請	先担当者											
	所属・氏名											

発信	元						
所属・	氏名						
電	話		直	( 通		) 内	線
F A 防災無		(		(	)	)	

# 診療可能機関報告(第 報)

あて生	災害対策 (医療薬	後本部 数護本部経由)
	FAX	045-633-3770

発信元	市災害対策本部				
電 話	( )				
	直通・内線(	)			
県庁内線	( )				
記入者					
所属・氏名					
調査日時	年 月	日			
<b></b> 河	午前・午後 時	分現在			
発信日時	年 月	日			
光泪口时	午前・午後 時	分発信			

医療機関名	住	所	診療可能科名

#### 入院患者名簿(第 報)

なて生	災害対策本部 (医療救護本語	部経由)		発信	元		市災	害対策本部
あて先	FAX 045-6			電	話	(	)	
	1					直通・内	線(	)
				県庁	勺線	(	)	
				記入	、者			
				所属•	氏名			
病院名				調査	口哇	年	月	日
7/196/41				п/н <u>-</u> д.	H 4/J	午前・午後	時	分現在
				発信	日時	年	月	日
				7616	H #/J	午前・午後	時	分発信
災害によ (前回報	てる入院患者報告線 発告 名	<sup>総数</sup> 新規	_	名	Ē	<b>転送報告</b>	2	名)
区分	患者氏名	年齢	性別	住		所	備	考
新規								
転送								
新規								
転送								
新規								
転送								
新規								
転送								
新規								
転送								
新規								
転送								

備考欄は新規の場合は搬送手段、転送の場合は搬送手段及び搬送先等を記入

# 第 6 章

# 参考資料

第6章では、参考資料として、以下について記載しました。 この章では

 第 1 節 市内災害時医療救護関係機関一覧
 …… 7 3

 第 2 節 県内災害時医療救護関係機関一覧
 …… 7 6

について記載します。

# 第1節 市内災害時医療救護関係機関一覧

#### 1 災害時医療救護本部構成団体

名称	住所	電話	ファックス	その他
市地域医療課	中央区中央 2-11-15	769-9230	759-4395	
(社)相模原市医師会	中央区富士見 6-1-1	755-3311	758-9440	
(社)相模原市歯科医師会	中央区富士見 6-1-1	756-1501	755-3289	
(公社)相模原市薬剤師会	中央区富士見 6-1-1	756-1502	758-9615	
(公社)看護協会相模原支部	中央区富士見 6-1-1	776-2480	776-2464	
(社)柔道整復師会相模支部	南区下溝 600-8	778-0719		

#### 2 市防災主管課

名称	住所	電話	ファックス	その他
危機管理室 危機対応班	中央区中央 2-11-15	769-8208	769-8326	
予防対策班	中央区中央 2-2-15	751-9128	751-9112	

#### 3 消防機関一覧

名称	住所	電話
相模原消防署	中央区中央 2-2-15	042-751-0119
田名分署	中央区田名 4124-1	042-761-0119
淵野辺分署	中央区淵野辺本町 3-1-8	042-758-0119
緑が丘分署	中央区緑が丘 1-32-25	042-759-0119
上溝分署	中央区上溝 2163-9	042-762-0119
南消防署	南区相模大野 5-34-1	042-744-0119
麻溝台分署	南区麻溝台 8-38-20	042-745-0119
新磯分署	南区磯部 1460-14	046-253-0119
東林分署	南区東林間 7-35-25	042-742-0119
大沼分署	南区古淵 3-15-8	042-756-0119
相武台分署	南区新磯野 2-51-1	042-747-0119
上鶴間分署	南区相模大野 7-40-4	042-743-0119
北消防署	緑区橋本 4-16-6	042-774-0119
大沢分署	緑区大島 1745-1	042-763-0119
相原分署	緑区相原 4-14-9	042-773-0119

城山分署	緑区川尻 1699-1	042-782-0119
津久井消防署	緑区寸沢嵐 574-2	042-685-0119
救急隊派出所	緑区太井 157-1	042-780-0119
藤野分署	緑区日連 143-2	042-687-3401
鳥屋出張所	緑区鳥屋 789-7	042-785-0119
青根出張所	緑区青根 1289-4	042-787-2724

#### 4 病院一覧

名称	住所	電話	ファックス	1	備考
田名病院	中央区田名塩田 3-14-36	778-3080	778-5377		
相愛病院	南区当麻 1632	778-2111	778-3533		
相和病院	緑区大島 1752	761-2331	761-2981		
相模原友愛温泉病院	緑区麻溝台 697	778-1181	778-2670		
中村病院	中央区上溝 6-18-39	761-3721	761-5568		
梨本病院	中央区光が丘 1-8-7	753-2301	758-3179		
相模ヶ丘病院	南区下溝 4378	778-0200	778-3876		
さがみリハビリテーション病院	緑区下九沢 54-2	773-3211	774-0069		
相原病院	緑区相原 5-12-5	772-3100	774-7013		
晃友脳神経外科眼科病院	緑区大島 1605-1	761-2100	761-2200	救急病院	
湘北病院	緑区二本松 1-37-9	762-5351	762-5352		
相模原協同病院	緑区橋本 2-8-18	772-4291	771-6709	救急病院	災害拠点病院
総合相模更生病院	中央区小山 3429	752-1808	752-1559	救急病院	
相模原伊藤病院	中央区相模原 4-11-4	755-2133	755-2136	救急病院	
相模原中央病院	中央区富士見 6-4-20	754-2211	758-7421	救急病院	
社会保険相模野病院	中央区淵野辺 1-2-30	752-2025	854-9543	救急病院	
相模原南病院	南区大野台 7-10-7	759-3911	758-0140		
渕野辺総合病院	中央区淵野辺 3-2-8	754-2222	754-0334	救急病院	
黒河内病院	南区豊町 17-36	742-0211	743-6893	救急病院	
慈誠会病院	南区相模大野 6-19-26	742-3636	743-6893		
さがみ生協病院	南区相模大野 6-2-11	743-3261	743-3764		
相模療育園	南区若松 1-21-9	749-6316	749-6356		
相模病院	南区若松 1-12-25	743-0311	742-9056		
東芝林間病院	南区上鶴間 7-9-1	742-3577	742-6121	救急病院	
森下記念病院	南区東林間 4-2-18	742-5055	747-2922	救急病院	
丘整形外科病院	南区新磯野 2-7-10	748-1201	749-9645	救急病院	

小松会病院	南区新磯野 2337	744-6731	744-0682		
相模原病院	南区桜台 18-1	742-8311	742-5314	救急病院	
北里大学病院	南区北里 1-15-1	778-8111	778-9371	救命救急センター	災害拠点病院
北里大学東病院	南区麻溝台 2-1-1	748-9111	748-9119	精神科救急	
津久井赤十字病院	緑区中野 256	784-1101	784-2200	救急病院	災害拠点病院
相模湖病院	緑区寸沢嵐 2891	<b>%</b> 685-0021	<b>%</b> 685-0022		
広瀬病院	緑区久保沢 2-3-16	782-3021	782-3606		
ふじの温泉病院	緑区牧野 8147-2	<b>%</b> 689-2321	<b>%</b> 689-2325		
森田病院	緑区三ヶ木 627	784-4114	784-5757	救急病院	

<sup>※</sup>相模原局  $042(7\times\times)$  と八王子局  $042(6\times\times)$  間の通話には、市外局番が必要です。 相模原市病院協会会員名簿から

#### 5 人工腎臓装置保有医療機関

名称	住所	電話	ファックス	その他
相模原協同病院	緑区橋本 2-8-18	772-4291	771-6709	災害拠点病院
橋本クリニック	緑区橋本 3-21-5	773-1571	771-6709	
阪クリニック	南区古淵 2-17-3	776-7709	776-7871	
相模松が枝クリニック	南区松が枝町 23-14	767-7887	767-7886	
東芝林間病院	南区上鶴間 7-9-1	742-3577	742-6121	
相原病院	緑区相原 5-12-5	772-3100	774-7013	
さがみ循環器クリニック	南区相南 4-21-5	746-2211	749-9383	
相模原クリニック	中央区相模原 7-5-5	758-6521	754-5707	
第二相模原クリニック	中央区相模原 1-1-19	730-7301	730-7331	
セントラルクリニック	中央区中央 5-8-6	758-3888	753-5783	
森下記念病院	南区東林間 4-2-8	742-5055	742-2922	
北里大学病院	南区北里 1-15-1	778-8111	778-9371	災害拠点病院
渕野辺総合病院	中央区淵野辺 3-2-8	754-2222	757-4170	
橋本みなみ内科	緑区西橋本 2-1-8	700-3711	773-3731	
津久井赤十字病院	緑区中野 256	784-1101	784-2200	災害拠点病院

#### 6 第二種感染症指定医療機関

名称	住所	電話	ファックス	その他
相模原協同病院	緑区橋本 2-8-18	772-4291	771-6709	災害拠点病院

#### 7 多数遺体収容場所一覧

名称	住所	電話
総合体育館	南区麻溝台 2284-1	748-1781
北総合体育館	緑区下九沢 2074-2	763-7711
串川地域センター	緑区青山 1012	784-2604
千木良公民館	緑区千木良 991-1	042-684-4349

#### 8 警察署一覧

名称	住所	電話
相模原警察署	中央区富士見 1-1-1	754-0110
相模原南警察署	南区古淵 6-29-2	749-0110
相模原北警察署	緑区西橋本 5-4-25	700-0110
津久井警察署	緑区中野 308	780-0110

# 第2節 県内災害時医療救護関係機関一覧

#### 1 神奈川県災害時医療救護担当

名称	設置場所	電話	ファックス	防災通信網
健康危機管理課	本庁舎2階	045-210-4634	045-633-3770	9-400-9235

#### 2 近隣市町災害医療主管課

市町名	担当課	電話	ファックス	防災通信網
横浜市	医療政策課	045-671-3740	045-664-3851	
川崎市	地域医療課	044-200-2428	044-200-3934	9-641-9206
厚木市	医療政策課	046-225-2174	046-224-4599	
大和市	健康づくり推進課	046-260-5661	046-264-0142	
海老名市	健康づくり課	046-235-7880	046-235-7980	
座間市	保健医療課	046-252-7213	046-252-7043	9-564-9211
綾瀬市	保健医療センター	0467-77-1133	0467-77-1134	
愛川町	保健福祉課	046-288-3861	046-288-2025	9-580-9205

#### 7 血液の供給体制

名称	住所	電話
神奈川県赤十字血液センター	厚木市愛甲 1837	046-228-9800

#### 相模原市災害時医療救護マニュアル

平成23年8月

発行 相模原市 健康福祉局 福祉部 地域医療課 7252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 1042-769-9230(直通)